



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION

代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎

(コード番号 8894 東証スタンダード)

問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎

(TEL. 03-6627-3487)

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にて公表したとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2026 年 7 月 25 日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることとなっております。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画を策定することとし、その策定及び「改善計画・状況報告書」の提出に向けた基本方針を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改善計画の策定方針

当社は、2026 年 6 月 15 日付開示資料「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社の会計監査人である監査法人アリア（以下、「当監査法人」といいます。）から 2026 年 10 月期半期報告書の間接連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領しました。

当監査法人から指摘のあった具体的な事項は、当社連結子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下「YE 社」という。）が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約又は同契約とは別に取り交わした覚書において購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等が YE 社より買戻している複数の取引が存在し、これら実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引（以下、これらの取引を「買戻し取引」という。）については、収益認識に関する会計基準等に照らして適切に会計処理が行われていなかった可能性があるとの内容となります。

これに伴い、当社、当社連結子会社の WeCapital 株式会社（以下「We 社」という。）及び YE 社では、2026 年 6 月 15 日に、それぞれにおいて臨時取締役会を開催し、当該レビュー報告書の原因となった疑念を払拭し得る十分かつ適切な監査証拠を提出することを目的として外部専門家を交えた社内調査委

員会（以下、「本社内調査委員会」といいます。）を設置することを各社において決議しております。

この経緯に伴って、当社は、株式会社東京証券取引所より以下の内容の指摘を受けました。

- ・ YE 社における重要かつ特殊な取引に係る管理体制や契約等の管理体制、監査法人との連携などの点において内部管理体制上の不備が認められること
 - ・ 子会社の状況把握の不十分性など子会社管理上の不備が認められること
 - ・ 当社による 2024 年 10 月の We 社及び YE 社の連結子会社化以降、当該子会社に関連する問題として、2025 年 6 月には当社における決算の公表遅延及び半期報告書の提出遅延、2026 年 1 月には当社における内部統制上の開示すべき重要な不備の識別、2026 年 2 月には YE 社に対する行政処分（不動産特定共同事業に係る業務の一部停止 60 日）といった事象が相次いで発生しており、当社による子会社のガバナンス体制が未だ十分に機能している状況にあるとは認められないこと
 - ・ 当社による 2024 年 10 月の We 社及び YE 社の連結子会社化の検討体制にも不備が認められること
- そして、株式会社東京証券取引所は、上記指摘内容を踏まえて、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、当社株式を 2026 年 7 月 25 日付で特別注意銘柄に指定しました。

当社は、過去に、2025 年 3 月 14 日付開示資料「第三者委員会の設置に関するお知らせ」及び 2025 年 4 月 1 日付開示資料「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社から独立した外部の有識者（弁護士等）で構成される第三者委員会を設置し、①当社が 2024 年 10 月 23 日付けで導入を公表して 2025 年 3 月 11 日付けで廃止を公表した株主優待制度に関する事実経緯の解明、②当社が 2024 年 11 月 21 日付けで当時の代表取締役社長に発行を公表し 2025 年 3 月 11 日付けで同社長より放棄がなされた新株予約権に関する事実経緯の解明、③その他第三者委員会が必要と認めた事項に関する事実経緯の解明を行うための調査を実施し、その後、2025 年 7 月 14 日付開示資料「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表したとおり、当該第三者調査委員会から受領した調査結果を公表し、当該結果内容を検証した上で、①コーポレート・ガバナンスの強化、②主要株主との関係見直し、③中期経営計画の作成を柱とする再発防止策を 2025 年 7 月 31 日付開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」にてお知らせするとともに、実施してまいりました。

しかしながら、今般の特別注意銘柄指定の状況を踏まえ、当社では、この事態を非常に重く受け止めており、当社グループにおいて抜本的なガバナンス・内部管理体制の改善及び整備の強化が必要であると認識しております。

当社では、2025 年 8 月 10 日付開示資料「社内調査委員会による調査の状況に関するお知らせ」にて社内調査委員会における外部専門家の選任に想定以上の時間を要した結果当初想定スケジュールに比べて調査が遅延したこと、7 月 7 日に社内調査委員会を設置したものの YE 社が組成したファンド全件について調査対象とした網羅的調査を行う必要があるなかで YE 社の社内ヒアリング及び外部ヒアリング並びにフォレンジック調査を踏まえて判定をしなければならない案件が多いために現状ではほとんどの判定結果が確定できず、本疑念に関する結論が出ていないこと、当初予定からは遅延があるものの 2026 年 8 月末までに社内調査委員会より調査結果を受領する予定であることなどをお知らせしております。

当社では、今後、現在進行中の社内調査委員会の調査および特別注意銘柄指定に伴う対応について、以下の通り、外部専門家の支援を受けながら改善計画を策定し、改善計画・状況報告書を提出予定で

す。

プロセス		実施スケジュール
1	社内調査委員会の設置、委員選任及び調査開始	2026 年 6 月 15 日以降（実施済）
2	社内調査委員会の調査結果受領	2026 年 8 月 31 日（予定）
3	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に基づく再発防止策の検討	2026 年 9 月 1 日～9 月中旬（一部実施済）
4	特別注意銘柄指定措置及び社内調査委員会の調査結果に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2026 年 9 月 1 日～9 月中旬（予定）
5	日本取引所自主規制法人に対する改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026 年 9 月中旬
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2026 年 10 月中旬

2. これまでに実施した改善策等

(1) 社内調査委員会による調査

上記の通り、本社内調査委員会について外部専門家を調査委員長として選任し、デジタルフォレンジック調査を含んだ調査が行われております。なお、当社では、社内調査委員会より調査結果を受領次第、速やかに当該調査結果の全文を適時開示によりお知らせいたします。

(2) コンプライアンス・ガバナンス意識の再徹底

① 当社取締役会で協議した以下の方針について、当社の代表取締役社長から 2026 年 8 月 17 日に当社グループ会社全役職員に対してメッセージを発信し、コンプライアンス・ガバナンス意識の再徹底の意思伝達を実施しました。

- 経営陣からコンプライアンス（法令遵守）及びコーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題と位置づけことの宣言。
- グループ全役職員に対するコンプライアンスを優先した業務の遂行。
- 業務上の懸念について上司やコンプライアンス部門への相談や内部通報制度の活用
- グループ全役職員が業務上の懸念や不安を組織として解決していける風通しの良い職場環境の構築。

② 本件に関する周知

当社グループ全役職員を対象として、2026 年 10 月期半期報告書の間接連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領及び当社株式の特別注意銘柄指定となった経緯・原因などについて当社においては 2026 年 7 月 27 日に、グループ全体では 2026 年 8 月 17 日に説明会を実施し、問題意識の共有を行いました。

(3) ガバナンス体制の強化

① 内部通報制度の改定

当社における内部通報制度の受付窓口を外部の弁護士事務所を新規で追加し、当社の内部通

報制度について弁護士のレビューを受けたうえで再設計し、内部通報制度規程の改定を行いました。

② 外部専門家による取締役会の実効性評価サポートサービスの導入

取締役会の実効性評価を通じ、実効性向上のための課題を抽出し、改善していくことを目的として、第三者関与のある実効性評価を行うためのサービスの導入を致しました。

(4) 当社事業戦略の見直し

当社は、2025 年 12 月 15 日に中期経営計画を公表して中長期的な事業戦略を策定しましたが、2026 年 2 月の YE 社に対する行政処分（不動産特定共同事業に係る業務の一部停止 60 日）、クラウドファンディング事業における複数件の投資家の元本を毀損させての償還となった案件の発生及び今般の当社株式の特別注意銘柄指定など、中期経営計画の策定時には想定していなかった影響の非常に大きい事象が数多く発生しております。そのため、現在取締役会や経営会議などで今後の事業戦略の見直しについて議論をしております。

中期経営計画についての変更や撤回や 2026 年 10 月期通期連結業績予想の見直しなど、決定次第、適時開示にてお知らせいたします。

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実施してまいります。なお、上記内容のスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします

以 上